

論証

- 1 当該定めが、行政内部の基準であることを確認する。
  - 当該定めの対象となっている条文の要件のあてはめに裁量がないか、効果裁量がないか確認する。
    - 裁量がない場合には、**論点** 解釈基準の取扱い（13頁）に
    - 裁量がある場合には、当該定めは裁量権行使の基準と考えられるため、以下の手順で処理をする。
- 2 裁量基準が、法の趣旨に照らして合理的かを確認する。
  - (1) 裁量基準が不合理な場合
    - 不合理な裁量権行使の基準に従ってされた裁量権行使もまた不合理であって、裁量権の逸脱濫用として違法となる。
  - (2) 裁量基準が合理的な場合
    - ア 裁量基準に従って処分がされている。
      - 原則 適法
      - 例外 裁量基準を定める際に典型的に考慮されておらず、かつ、裁量権を行使する際に考慮すべき事情（以下「個別事情」という。）があるにもかかわらず、個別事情を考慮せずにされた処分は、個別事情考慮義務に反し、違法となる。
        - ・最判平11.7.19【百選Ⅰ71】
    - イ 裁量基準に従って処分がされていない。
      - 裁量基準に従って処分をしないことは平等原則（裁量基準が公開されている場合には、信義則にも）に反し、違法となる。
        - ・最判平27.3.3【百選Ⅱ167】